低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額	低い額に十二を乗じて得た額に平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項の規定を適用した場合における当該老齢厚生年金の額を十二で除した額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額

3　第一項に規定する受給権者（継続組合員等に限る。）について、改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。

（継続組合員等である施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であって施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であるものに係る厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の支給停止に関する特例）

第五十六条　施行日以後に支給事由の生じた改正後厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（継続組合員等に限る。）であるものが受給権を有する当該同条の規定による老齢厚生年金について、改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条、改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二、第十一条の三、第十一条の四第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第十一条の六の規定並びに第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十一条（第七十二条の規定により読み替えられた改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十六条の規定を適用する場合においては、平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用するときは、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後厚年令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚年令」という。）第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額（当該各号に定める額に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）
改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の	前項の規定により読み替えられた同条第一項の	同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金	当該老齢厚生年金	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後厚年令（昭和二十九年政令第百十号。以下この項において「改正後厚年令」という。）第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額（当該各号に定める額に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じないで計算した額とする。以下この項において同じ。）
改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第二十条第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	改正後厚年令第八条の五第三項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額
改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	当該老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に基づく老齢厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額